

(仮称) 移動等円滑化に必要な道路の構造に関する条例案について

1 趣旨

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)第10条第2項の規定に基づき、バリアフリーに配慮した道路の構造に係る技術的基準について、標記の条例を定めるものです。

2 策定にあたっての考え方

参照とする基準は「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。)」とします。

道路移動等円滑化基準の各規定は、歩行者や車いすの占有幅などに基づき、各種実験等により定められたものです。

これらの各規定を検証し、市道の安全で円滑な利用を確保することを目的に、次の考え方により条例案を策定します。

- (1) 原則として、「道路移動等円滑化基準」の規定を適用します。
- (2) 三島市に該当がなく、条例案として策定する必要のない規定(路面電車停留所及び自動車駐車場の規定)は削除します。
- (3) 独自基準として、三島市が推進する「スマートウェルネスシティ構想」の概念を取り込んだ道路構造条例(案)と整合を図り、自動車や歩行者及び自転車が共存できる道路を「歩車共存道」とします。

3 独自基準について

道路構造条例(案)では、「スマートウェルネスみしま」にふさわしい道路構造とするため、歩車共存道を新たに定義したことから、本条例(案)では同様の考え方のもとに、以下のように定めることとします。

- ・道路移動等円滑化基準では、道路には歩道を設けるものとされていますが、バリアフリー化が特に必要とされる道路の区間において、市街化の状況など特別な理由により、歩道を設けることができない場合には、路面に凸部を設けるなど自動車を減速させる措置を講じて、歩行者や自転車の安全な通行を確保するための道路とすることができるとされています。
- ・本条例(案)では、上記の措置を講じた道路を道路構造条例(案)との整合を図ることから、「歩車共存道」として規定します。